

桂川町は \ 2人の / 結婚新生活

を応援します！

最大 60 万円

または

最大 30 万円

を補助！

最大 10 万円

または、

を支給！

詳細については
裏面を確認ください



～ご結婚おめでとうございます！～

新婚新生活支援事業 および 結婚祝金支給制度

この度は、新生活のスタート地点として、桂川町をお選びいただき、誠にありがとうございます。

本町は、新婚世帯の方を対象に新しい生活を応援するため、「桂川町結婚新生活支援事業」および「桂川町結婚祝い金支給事業」を実施しております。

どちらかの支援事業をご活用いただき、桂川町に住んでよかったですと思っていただけるよう、今後も「まちづくり」に取り組んでまいります。

共通要件

- 婚姻日が、前年度の1月1日から申請年度の3月31日までである
- 夫婦がともに桂川町の住民基本台帳に登録され、現に居住している
- 2年以上継続して居住する意思がある
- 町税等の滞納がない
- 暴力団員でない、または暴力団員と密接な関係を持つ者でない

※上記の共通要件を満たしている場合は、下図のフローチャートでご確認ください。

フローチャート

夫婦の所得合計が500万円未満である

YES

NO

夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下である

NO

YES

夫婦のどちらかが婚姻日において年齢が39歳以下である

YES

結婚新生活支援制度
(最大で60万円または30万円補助)

結婚祝金支給事業
(夫婦で10万円支給)

各制度の詳細については、下記までお問合せください。

桂川町役場 企画財政課 企画広報係 ☎ 0948-65-1085